

**平成28年度**

**医薬分業指導者協議会**

**平成29年2月3日（金）  
厚生労働省 講堂**

# 題 目

1. 薬局・薬剤師を巡る状況について
2. 日本薬剤師会の取り組み  
「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けて
3. 日本薬剤師会の取り組み  
医療ICT化について

# 1. 薬局・薬剤師を巡る状況について

# 1. かかりつけ薬剤師・薬局機能の 充実・強化

昨年10月、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を明確化し、薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」が公表され、平成26年・27年度の薬局・薬剤師による健康サポートの推進に続き、平成28年度は患者のための薬局ビジョン推進事業が実施されている。

来年度においても、本事業の更なる充実と健康サポート機能も含めた薬局全体のかかりつけ機能の充実・強化に向けた予算措置をお願いしたい。

## 平成29年度厚生労働省予算概算要求

(28年度予算額)  
百万円

(29年度要求額)  
百万円

「患者のための薬局ビジョン」を踏まえた、  
かかりつけ薬剤師・薬局の普及・機能強化

180 → 193

「患者のための薬局ビジョン」に基づき、全国の薬局が「かかりつけ薬局」として地域包括ケア等に貢献できるよう、テーマ別のモデル事業を充実・発展させるとともに、ビジョンの進捗管理のため薬局の取組状況を把握する仕組みを構築する。

# 患者のための薬局ビジョン推進事業

## 現状

薬局・薬剤師の地域住民による主体的な健康の維持・増進の支援(健康サポート)を推進するため、平成26年度にモデル事業を実施し、平成27年度には、平成26年度事業で把握した課題や好事例等を踏まえ、事業内容の充実・発展を図るとともに、健康サポート機能を有する薬局(健康サポート薬局)の基準の作成等を行うなど継続的な取組を行っている。

今後、健康サポート薬局の推進・活用を図ることを含め、規模や立地条件等様々な薬局が全体として、健康サポートや地域包括ケアに貢献できるようにしていくことが必要であり、かかりつけ薬剤師・薬局機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を平成27年10月に策定。かかりつけ薬剤師のいる薬局としてかかりつけ薬局が機能するよう、ビジョンを実現するための具体的な施策を進めていく必要がある。

このため、平成28年度においては、

1. 患者のための薬局ビジョン実現に資するかかりつけ薬剤師・薬局機能の強化のためのテーマ別のモデル事業
2. 患者のための薬局ビジョン実現のための実態調査・ロードマップ検討事業を実施することとする。



## 事業概要

### H26・27年度事業

薬局・薬剤師による健康サポートの取組を推進(モデル事業、基準作成等)

次のステップ

### H28年度事業

健康サポート薬局も含めた薬局全体のかかりつけ薬局機能の強化に向けた患者のための薬局ビジョン実現のための事業(テーマ別モデル、実態調査・ロードマップ検討事業)

## 事業イメージ案

### 1. 患者のための薬局ビジョン実現に資するテーマ別モデル事業

メニュー事業

### 2. 患者のための薬局ビジョン実現のための実態調査・ロードマップ検討事業

患者のための薬局ビジョン(「門前」から「かかりつけ」へ)の実現のための具体的な施策を検討する上で参考となるよう、薬局の実態(立地条件、店舗面積、開局時間等)を調査し、ビジョン実現のためのロードマップや具体の施策を講じる上での留意点等を検討する。

- ①地域全体のかかりつけ薬剤師・薬局機能強化のための連携推進事業
  - ・地域全体のかかりつけ薬剤師・薬局機能の強化を図るため、その地域の特性等に応じた地域の薬局同士の連携方策を検討・実施する。
- ②多職種連携による薬局の在宅医療サービスの推進事業
  - ・かかりつけ医を中心に多職種連携を図りつつ、薬剤師が在宅訪問を必要とする患者を把握し、在宅医療サービスを提供する取組を推進する。
- ③電子版お薬手帳を活用した地域の先進的な健康サポート推進事業
  - ・様々な健康情報(食事・運動情報)などとリンクした電子版お薬手帳の活用を地域の中で推進し、総合的な健康サポート機能の充実を図る。
- ④薬局・薬剤師によるアウトリーチ型健康サポート推進事業
  - ・地域の多様な機関と連携し、薬局以外の場所でお薬・健康相談などを実施し、薬局・薬剤師の機能強化を図る。

## 2. 日本薬剤師会の取り組み

「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けて

# 日薬としての最近の主な取組状況

- 平成25年4月 〈日薬〉  
**薬剤師の将来ビジョン**
- 平成26年6月 〈日薬〉  
**薬局のグランドデザイン2014**（中間まとめ）
- 平成27年9月 〈日薬〉  
**地域の住民・患者から信頼される  
「かかりつけ薬剤師」「かかりつけ薬局」の役割**
- 毎年10月17日～23日 〈薬と健康の週間〉  
**ポスター・チラシなど資材を活用した「かかりつけ」機能の周知  
など**



- 平成27年10月 **「患者のための薬局ビジョン」** 公表
- 平成28年 4月 **かかりつけ薬剤師指導料／かかりつけ薬剤師包括管理料の新設（調剤報酬点数表）**
- 平成28年10月 **健康サポート薬局（届出手続きスタート）**



# 薬剤師の将来ビジョン

➤ 平成25年4月 日薬公表

➤ 薬剤師が国民・社会から真に評価されるには、全ての職域の薬剤師が自らの職能を十分に自覚し、国民のニーズに応えることが不可欠。そのような観点から、近未来に向けた薬剤師のあるべき絵姿を、薬局、病院・診療所、製薬、卸、学薬の各職域ごとに検討し、薬剤師の「将来ビジョン」として策定

## ① 薬局薬剤師の現状と将来ビジョン

② 病院・診療所薬剤師の現状と将来ビジョン

③ 製薬勤務薬剤師の現状と将来ビジョン

④ 卸勤務薬剤師の現状と将来ビジョン

⑤ 学校薬剤師の現状と将来ビジョン

### <今後の薬局・薬剤師の向かうべき方向性>

- ✓ セルフメディケーションの拠点としての薬局機能確立する  
(地域住民に密着した健康ステーションとなる)
- ✓ 地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師機能確立する  
(地域医療連携の中で、医療提供施設としての役割確立する)
- ✓ 薬事衛生・公衆衛生における薬局薬剤師の地域における活動を強化する  
(地域住民に最も近い医療提供施設、医療人として、組織的な地域活動を強化)

# 薬局のグランドデザイン2014（中間まとめ）

➤平成26年6月 日薬公表

➤2025年を見据えた具体的目標

※当面は、地域薬局を牽引する基幹薬局的位置付けとして15,000施設を目指す

安  
全  
性  
の  
確  
保  
（  
医  
薬  
分  
業  
の  
完  
成  
）  
の  
供  
給  
責  
任  
と

① **医療・介護** <少子高齢社会における国民皆保険制度維持への責務>  
地域包括ケアシステムへの参画、  
地域医療・介護関連多職種との連携、  
薬物療法における有効性と安全性の確保（リスクマネジメント）、  
医療安全を確保した効率化への協力、  
医薬品及び在宅医療・在宅介護用品等の備蓄・供給、  
医療過誤・医療事故への適切な対応、  
医療・介護・福祉相談、地域薬剤師会を通じた活動

② **保健（健康づくり）** <健康長寿社会実現に向けた薬局の役割>  
地域住民のセルフメディケーション等への支援、  
地域住民の健康増進のための医薬品等、関連品の備蓄・供給、  
早期発見、重症化予防、重複投与防止、  
地域の健康情報拠点、  
地域薬剤師会を通じた活動（地域社会の信頼）

③ **体制** <目標達成のための薬局体制整備>  
構造・設備、届出・許認可、研修、薬学教育・薬剤師の養成・再教育、  
かかりつけ薬局機能の周知

④ **倫理**  
倫理・使命、公共性・継続性

# かかりつけ薬剤師・薬局の役割

地域の住民・患者から信頼される「かかりつけ薬剤師」「かかりつけ薬局」の役割について  
(平成27年9月16日、日本薬剤師会)

## ➤ 「かかりつけ薬剤師」と「かかりつけ薬局」の関係（考え方の整理）

### 1) かかりつけ薬剤師

患者が使用する医薬品について、一元的かつ継続的な薬学管理指導を担い、医薬品、薬物治療、健康等に関する多様な相談に対応できる資質を有するとともに、地域に密着し、地域の住民から信頼される薬剤師

### 2) かかりつけ薬局

地域に必要な医薬品等の供給体制を確保し、その施設に従事する「かかりつけ薬剤師」が、患者の使用する医薬品の一元的かつ継続的な薬学管理指導を行っている薬局

## ➤ 「かかりつけ薬剤師」に求められる資質

地域の住民・患者からのニーズに的確に応え、「かかりつけ薬剤師」として選ばれるためには、次に示すような資質を備えていることが求められる。

- ① 地域の住民から、医薬品等に関する相談を親身になって受け、そのニーズを把握することができる。
- ② 常に自己研鑽に励み、最新の医療および医薬品等の情報に精通している。
- ③ 地域医療連携に不可欠な地域の社会資源等に関する情報を、十分把握している。
- ④ 薬事・保健衛生等に関する地域の社会活動、行政活動等に積極的に参加し、地域包括ケアシステムの一員として活動できる。
- ⑤ 医薬品等の使用についての的確な情報提供や指導を行うことができ、また、適切にかかりつけ医等へ受診勧奨等を行うことができる。
- ⑥ 医薬品の一元的かつ継続的な薬学管理指導を行い、処方医に対して薬学的知見に基づき疑義照会を行うなど、かかりつけ医と連携して、患者に安全で安心な薬物治療を提供することができる。

# 来局者向け資材（平成28年度 薬と健康の週間）

ポスター

**決めよう、1つの薬局に  
探そう、信頼できる  
「かかりつけ薬剤師」を!**

**「かかりつけ薬剤師・薬局」を活用するための、3つのキーワード。**

**決めよう!**  
ふだんから利用する薬局を、「かかりつけ薬局」として1つ決めておきましょう。  
あなたが使用する薬を1つの薬局で管理することで、複数の処方情報から同じ薬が処方されたり、相互作用\*が起きるのを防ぎます。

**探そう!**  
薬や健康に関して、なんでも相談できる「かかりつけ薬剤師」を探しましょう。  
薬のことはもちろん、薬に関する相談にも応じます。

**活用しよう!**  
「かかりつけ薬剤師・薬局」をご活用ください。

**「かかりつけ薬剤師・薬局」は、あなたの健康をサポートします!**

チラシ（表裏）

**決めよう、1つの薬局に  
探そう、信頼できる  
「かかりつけ薬剤師」を!**

**「かかりつけ薬剤師・薬局」を活用するための、3つのキーワード。**

**決めよう!**  
ふだんから利用する薬局を、「かかりつけ薬局」として1つ決めておきましょう。  
あなたが使用する薬を1つの薬局で管理することで、複数の処方情報から同じ薬が処方されたり、相互作用\*が起きるのを防ぎます。

**探そう!**  
薬や健康に関して、なんでも相談できる「かかりつけ薬剤師」を探しましょう。  
薬のことはもちろん、薬に関する相談にも応じます。

**活用しよう!**  
「かかりつけ薬剤師・薬局」をご活用ください。

**「かかりつけ薬剤師」は、**

- 薬を安全・安心に使用していただくため、処方薬や市販薬など、あなたが使用されている薬の情報を一元的に把握し、薬の重複や飲み合わせのほか、薬が効いているか、副作用がないかなどを継続的に確認します。
- 薬の飲み残しや飲み忘れなどを起こさないように患者さんをサポートします。
- 在宅で療養中の方にも、ご自宅などにお伺いし、薬に関するサポートやアドバイスをいたします。
- 市販薬などをお求めの際も、症状に適した商品と一緒に探します。
- 休日・夜間でもご相談に応じます。

下記のチェックリストのうち当てはまるものにチェックを入れてください。  
このリーフレットを次回薬局に行かれる際にお持ちになり、薬剤師にお渡しください。

「かかりつけ薬剤師」に相談したい。

「かかりつけ薬剤師」を探しています。

私の「かかりつけ薬剤師」になってください。

薬局連絡先

# かかりつけ薬剤師指導料／包括管理料

## ➤ 主な算定要件（調剤報酬）

- 十分な経験等を有する保険薬剤師  
3年以上の薬局勤務経験、週32時間以上勤務、0.5年以上在籍（勤務）
- 研修認定を取得
- 医療に係る地域活動の取り組み
- お薬手帳の活用
- 患者が受診している医療機関の情報把握
- 調剤後の服薬状況の把握・指導、保険医への情報提供と処方提案
- 24時間相談応需体制の確保
- ブラウンバッグ運動の取り組み

## ➤ 保険薬局の届出数

**全国 26,211薬局※**

⇒ 全保険薬局（57,659施設、平28.6月調剤分）の**約45%**

※各厚生局HPの情報に基づき集計（平28.8/1 時点、ただし一部は7/1（6県）の状況）

# 在宅患者調剤加算

## ➤ 主な算定要件

- ❑ 直近1年間における在宅薬剤管理指導（在宅患者訪問薬剤管理指導料、居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費）の算定実績が計10回以上
- ❑ 緊急時など開局時間以外の時間における在宅業務の対応体制
- ❑ 行政や関係機関に対する在宅業務実施体制の周知
- ❑ 定期的な研修実施
- ❑ 医療材料・衛生材料の供給体制
- ❑ 麻薬小売業者の免許

## ➤ 保険薬局の届出数

**全国 11,345薬局**※

⇒ 全保険薬局（57,659施設、平28.6月調剤分）の**約20%**

※各厚生局HPの情報に基づき集計（平28.8/1 時点、ただし一部は 7/1（6県）の状況）

# 「患者のための薬局ビジョン」の 実現に向けた諸課題

- 調剤偏重
- OTC医薬品の取り扱い
- 立地・環境に依存した経営基盤（門前型）
- 服薬情報の一元的・継続的把握の確実な実施
- 時間外対応（24時間相談体制、処方せん応需体制）
- 在宅薬剤管理指導の普及・推進
- 薬剤師確保（地域偏在の解消）

など

# 課題解決のために取り組んでいる主な事項

- かかりつけ薬剤師の普及・推進
  - ✓ 「かかりつけ」機能の周知（→患者、国民）
- 健康サポート薬局の積極的な推進
  - ✓ 基準の周知（→薬局、薬剤師）
  - ✓ 適正な運営に向けた対応依頼（→都道府県薬剤師会、地域薬剤師会）
  - ✓ 研修実施機関として参画（→薬局、薬剤師）
- 要指導医薬品・一般用医薬品関連
  - ✓ 「要指導医薬品、一般用医薬品販売の手引き」「新たな医薬品販売制度の概要と法令遵守のポイント」など、ポスター・リーフレットを含む各種資料を作成・配布
- 在宅薬剤管理指導関連
  - ✓ 「在宅服薬支援マニュアル」（在宅医療における薬剤師向け支援ツール）、「生活機能と薬からみる体調チェック・フローチャート解説と活用」（現在は出版物として市販）など、ポスター・リーフレットを含む各種資料を作成・配布



# かかりつけ薬剤師に関する広報記事の掲載

**日本薬学会**

## かかりつけ薬剤師に関する記事が新聞に掲載されました!



**決めよう! いつもの薬局**

### あなたは、ふだんから利用する「かかりつけ」の薬局をお持ちですか?

あなたも知っているが、日本全国どの薬局でも薬を調剤して下さりますが、薬を自分の薬局から「かかりつけ薬局」を一つ決めておくことは、私どもはおすすめしています。あなたも利用する薬を一つの薬局で受けることで、薬剤師の知識から正しい薬が処方されたり、相互情報で処方するのを防ぐことが出来ます。

覚えていらっしゃる方は、昔の薬局を思い出して頂くのがいい。昔の薬局には、薬はもろもろと処方箋やビデオ商品、化粧品品、化粧品まで売られていた。昔の薬局は、たいていお父さんとお母さんで、お父さんがお薬を調剤して、お母さんがお薬を渡すというスタイルでした。お父さんがお薬を調剤して、お母さんがお薬を渡すというスタイルでした。お父さんがお薬を調剤して、お母さんがお薬を渡すというスタイルでした。

**探そう! かかりつけ薬剤師**

### あなたには、薬に関することを気軽に相談できる薬剤師がいますか?

あなたの健康づくりに役立つ「かかりつけ薬剤師」を探してあげませんか。少子高齢化が進む中で、多くの病気を同時に抱えて、複数の医療機関から色々なお薬を処方される方が増えています。薬の知識が豊富な薬剤師が、薬の処方やお薬の飲み合わせについてアドバイスしてくれます。また、お薬の副作用やアレルギー反応など、お薬に関するお悩みを相談することができます。

「誰でも気軽に相談できるかかりつけ薬剤師」を探してあげませんか。少子高齢化が進む中で、多くの病気を同時に抱えて、複数の医療機関から色々なお薬を処方される方が増えています。薬の知識が豊富な薬剤師が、薬の処方やお薬の飲み合わせについてアドバイスしてくれます。また、お薬の副作用やアレルギー反応など、お薬に関するお悩みを相談することができます。

## 活用しよう! かかりつけ薬剤師

### かかりつけ薬剤師を活用していますか?

かかりつけにしている薬局や薬剤師は、薬の知識を高めたり、情報、保存、薬を安全に安心して利用するための適切な対応を提案することを基本的な役割としています。このほか、薬局以外の場所でも皆さんの健康をサポートして活用しています。

その一例として、今回は在宅医療について紹介いたします。在宅医療とは、在宅で医療を受けることができるように、在宅で必要な薬を処方する医師や薬剤師が活躍しています。医師、薬剤師のほか、薬に関する知識が豊富な薬剤師が活躍しています。在宅医療には、かかりつけ薬剤師が活躍しています。在宅医療には、かかりつけ薬剤師が活躍しています。

**世界共通の「薬剤師の使命」**

皆さんは、「薬剤師の使命」とはどのようなことかご存知ですか。薬剤師には、「ファーマシューティカルケア」という世界共通の使命があります。これは、「薬剤師の活動の中心に患者さんの利益を置く」ということです。30年近く前、「薬剤師の使命」を掲げた薬剤師会が、この使命を「薬剤師の使命」として掲げました。

長い間、薬剤師は、処方箋に基づいて薬を調剤し、OTC薬を販売し、患者さんの手元まで届けることに専念してきました。しかし、どんなに薬の知識があっても、患者さんの生活や健康に関する知識が乏しいと、薬の効果が十分に発揮されず、治療がうまくいかないことも少なくありません。ファーマシューティカルケアでは、治療効果が十分に発揮されるよう、薬剤師による患者さんへの継続的なサポートで、必要に応じて生活と薬を結びつけることが求められます。海外では、この考え方に沿った薬剤師の活躍が、薬による治療効果が最大限に発揮されるようサポートしています。

日本ではどうでしょうか。薬に関する知識が豊富で「かかりつけ薬剤師-薬局」の役割は、あなたも患者さんの健康の管理に貢献する中で、より多くの患者さんへのサポートが求められるよう、患者さんを中心に据えたいと考えています。少子高齢化では、継続的な治療を受ける慢性疾患患者さんが多くいらっしゃいます。治療を継続するには、患者さん自身だけでなく、ご家族にもっとも大切な役割です。薬による治療がうまくいけば、病状が安定化する場合があります。さらに患者さん自身の健康にもつながります。患者さんが健康で暮らしなが継続し、安心して治療を継続できるよう応援するのが「かかりつけ薬剤師」の使命と考えます。

**かかりつけ薬剤師は、これからも「薬剤師の使命」を追求してまいります。**

**「かかりつけ薬剤師-薬局」は、あなたの健康をサポートします!**



(毎日新聞10月14、21、28日 朝刊掲載)

# 健康サポート薬局の普及推進

## 【日本薬剤師会としての取組】

・制度の普及推進・再周知の徹底として、以下のような取組を行っている。

例) 研修会A・Bの開催

e-ラーニング(知識習得型研修)の提供

Q&A(研修内容は除く)のとりまとめ

ロゴマークの作成

# 健康サポート薬局 ロゴマーク

## 目的

医薬品、医療機器等の品質有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第2項第5号で規定される健康サポート薬局に関する届出を行った薬局が、健康サポート薬局である旨を広く患者や住民に周知する際に使用するためのものとして、ロゴマークの作成を行った。  
※商標登録出願済み

## 使用について

### 【提供対象者】

健康サポート薬局に係る届出を行った薬局（非会員も可能）

### 【使用料】

規定の目的及び使用規定の範囲内の使用に限り、無料。

### 【提供方法】

本会ホームページよりイメージデータを提供。

#### ●日本薬剤師会ホームページ

[トップ](#) > [日本薬剤師会の取組](#) > [健康サポート薬局](#) > [健康サポート薬局 ロゴマークについて](#)

## ロゴ（一例）

### 基本形



厚生労働省基準適合  
健康サポート薬局

### 呼びかけ文セット



かかりつけ薬剤師にご相談ください！  
厚生労働省基準適合  
健康サポート薬局

# 要指導医薬品・一般用医薬品関連 ポスター・リーフレット

## 要指導医薬品

## 第1類医薬品

をお買い求めの皆様へ。

### 大切なお知らせです。

市販薬のうち、**要指導医薬品**、**第1類医薬品**に区別されるものは、**効果もありますが、それだけリスクも高い薬**です。特に要指導医薬品は医師が処方する薬から市販薬にかわったばかりの新しい医薬品などが含まれており、慎重に使っていただくことが大切です。

そのため、**薬剤師が薬を使用する方の安全のために、次の事項をお伺いすることが、法令により定められています。**

販売の際には、少しお時間をいただきますが、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



#### 薬をお求めの際、 下記の事柄を確認いたします。

- 要指導医薬品について、  
使用をご本人であることを確認します。
- 使用される方の、  
年齢や性別  
妊娠・授乳の有無等  
他の薬の使用状況、症状、受診の状況  
副作用の経験 など  
をお伺いします。
- 薬を使用する際の注意点などを、  
書面でわかりやすく説明します。
- 説明後、ご理解いただけたか、  
他に質問がないか、確認します。
- 担当した薬剤師の氏名や連絡先等をお伝えし、  
購入後も相談を仰ぎます。



厚生労働省/日本薬剤師会/日本チェーンドラッグストア協会/日本保険業同協会

## 薬局・薬店で購入できる薬の 売り方(買い方)が変わりました。

特に安全な販売方法の確保が必要な薬の売り方(買い方)が変わりました。



**CHECK** 第1類医薬品のうち、スイッチ・若狭品目等、創薬指定品目も「要指導医薬品」として新たに区分

#### 要指導医薬品販売時のルール

- 使用する方の年齢や性別、性別などの確認が必要
- 薬剤師が確認できない場合や確認ができない場合は販売できません。
- 薬剤師が確認できない場合は販売できません。
- 薬剤師が確認できない場合は販売できません。
- 薬剤師が確認できない場合は販売できません。
- 薬剤師が確認できない場合は販売できません。

### 医薬品を安全にご使用いただくため、 皆様のご協力をお願いいたします。

- 薬剤師は、使用する方の年齢や性別、性別などの確認や、症状や受診の状況、副作用の経験などを確認しています。
- 薬剤師が確認できない場合は販売できません。
- 薬剤師が確認できない場合は販売できません。
- 薬剤師が確認できない場合は販売できません。
- 薬剤師が確認できない場合は販売できません。

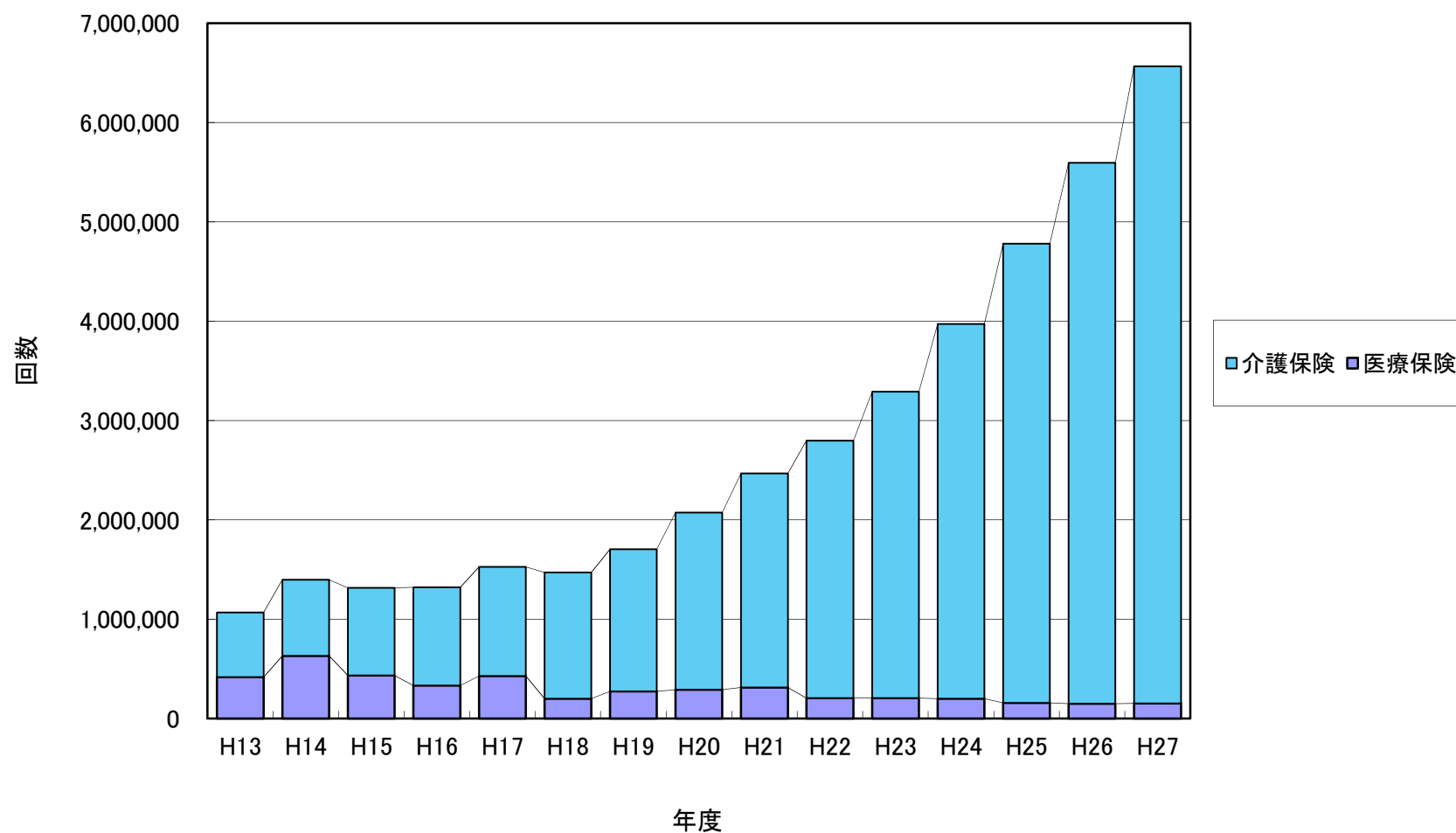


日本薬剤師会

# 在宅薬剤管理指導

# 在宅薬剤管理指導の届出数

## 薬剤師の在宅訪問回数推移(推計)





## 地域包括ケアシステム

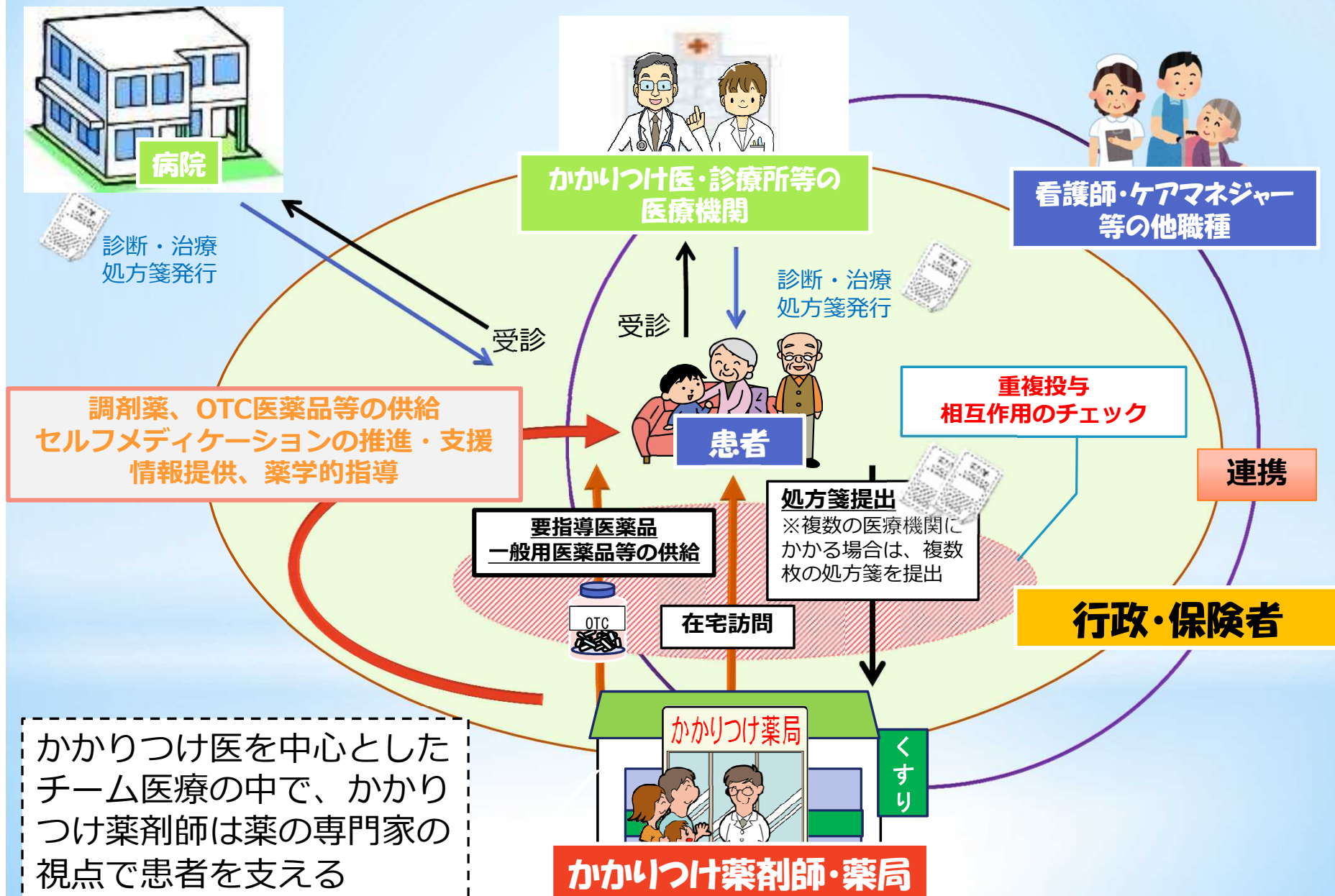


出典：平成25年3月 地域包括ケア  
研究会報告書  
「地域包括ケアシステムの構築におけ  
る今後の検討のための論点」より

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

厚生労働省資料より作成

# かかりつけ薬局による医薬品の一元的管理



かかりつけ医を中心とした  
チーム医療の中で、かかり  
つけ薬剤師は薬の専門家の  
視点で患者を支える

# 多職種連携～ポリファーマシー～

- \*薬剤師だけで解決できるものではなく、チーム医療として主治医・訪問看護師・介護関連職種、在宅医療に関わる全員が取り組むことで評価されるもの。医療と介護の連携のプロセス評価の指標例として適しているのではない。

# 3. 日本薬剤師会の取り組み

## 医療ICT化について

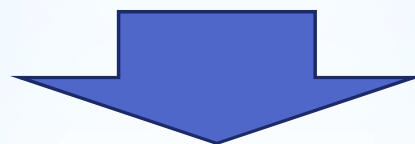
# 電子お薬手帳

# 日薬 e お薬手帳の基本的な使い方



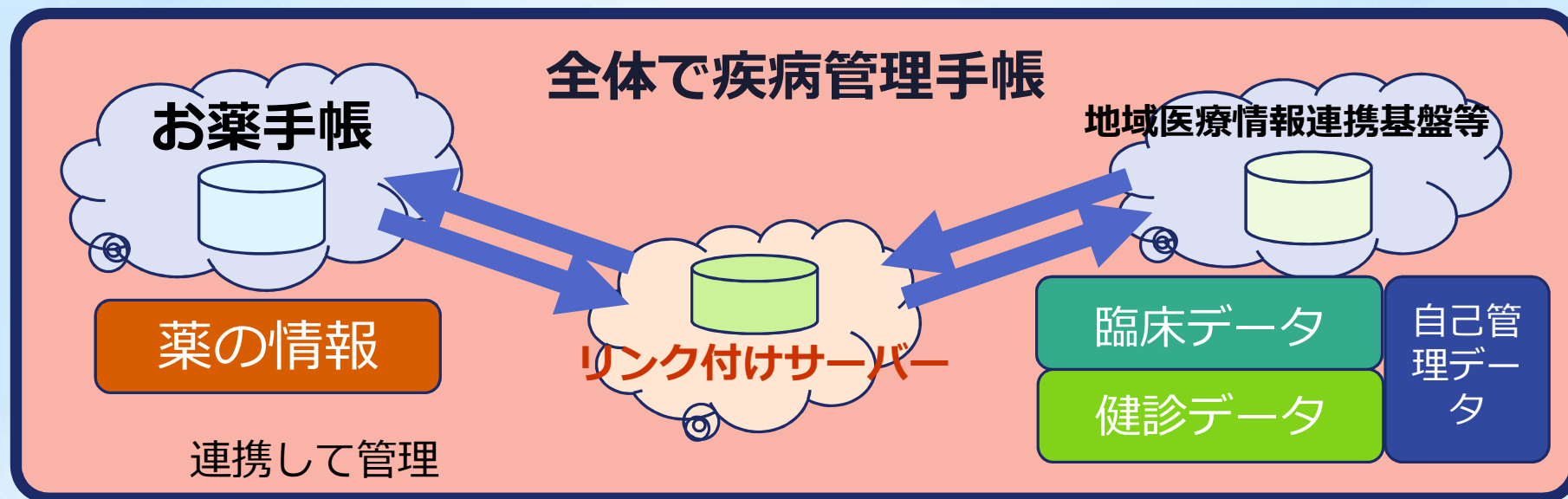
# 医療保険での電子お薬手帳とは

- \* お薬手帳については、電子版の手帳であっても、紙媒体と同等の機能を有する場合には、算定上、紙媒体の手帳と同様の取扱いを可能とする。



- \* 紙より劣る電子お薬手帳は認められない。
- \* 少なくとも紙のお薬手帳と同等の機能が必要。
- \* **(その一つとして) 「複数の運営事業者等が提供しているお薬手帳サービスの情報を一元的に情報閲覧できる仕組みを活用すること」という文言が算定要件に入った。**
  - 「**リンク付サーバー**」が必須になった。

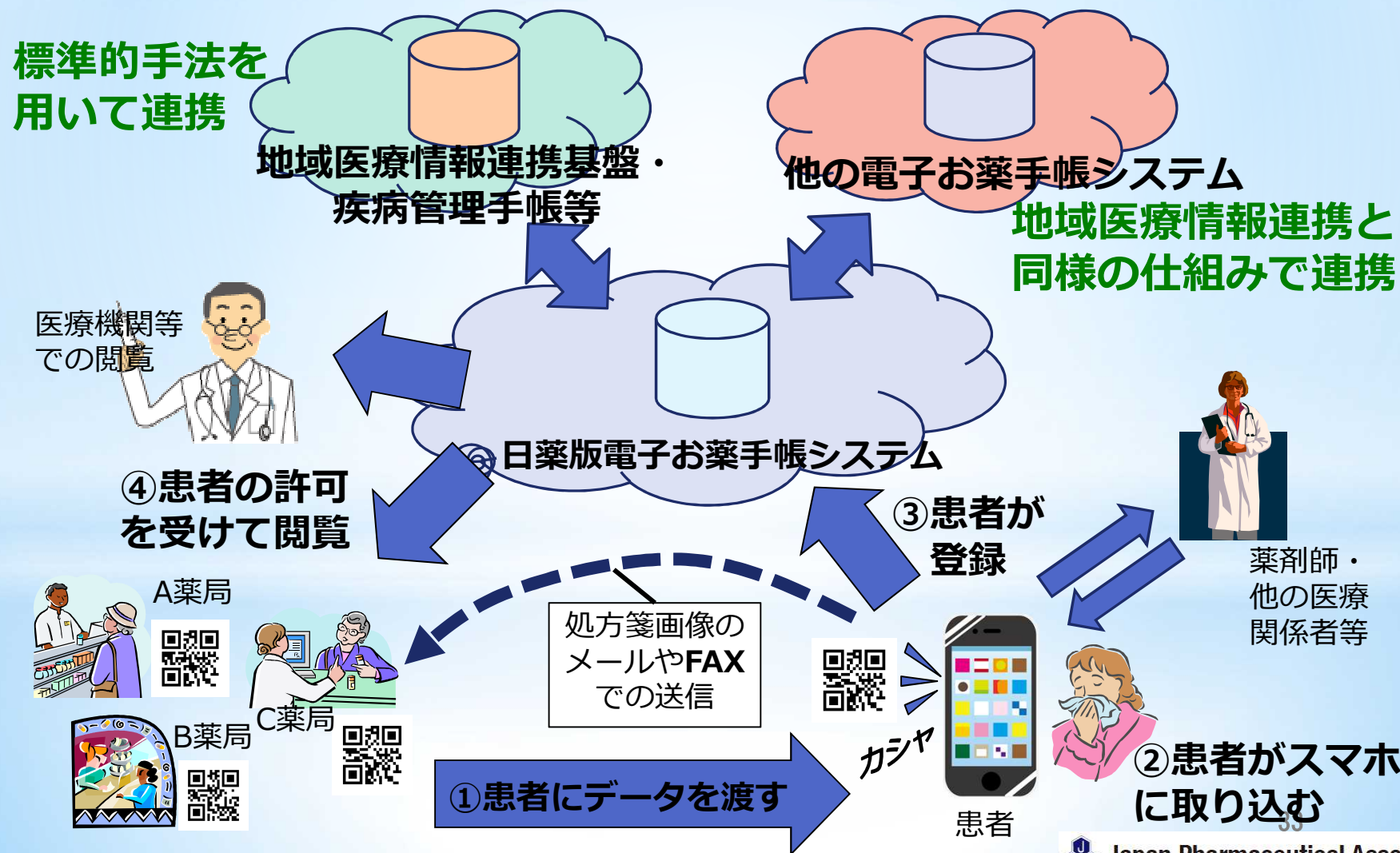
日本医師会が提唱する  
「かかりつけ連携手帳（疾病管理手帳）」との連携



- \* 「お薬手帳」で完結するのではなく、日本医師会等が構築している地域医療情報連携基盤等との連携・親和性も念頭において開発（部分最適ではなく、全体最適を指向）。
- \* 例えば、エクセルのシートタブの様に、必要に応じて切り替えて見るようなシステム構築を想定



# 日薬の取り組みの全体像



# 薬剤師資格証

# 「薬剤師資格証」とは

- \*顔写真付きで「**薬剤師**」であることを証明する身分証
- \*ICチップの中にsuicaの様に1枚単位で識別できる「電子証明書（電子的なID・鍵）」（読める文字列ではない）と、原則「氏名・生年月日・性別・薬剤師であること・薬剤師名簿登録番号」が記録されている。

## 薬剤師資格証

- 氏名
- 生年月日
- 電子証明書
- 薬剤師名簿登録番号
- 日薬会員番号
- 「薬剤師であることを証する」との記載



薬剤師を証明



# 薬剤師資格証の使い道

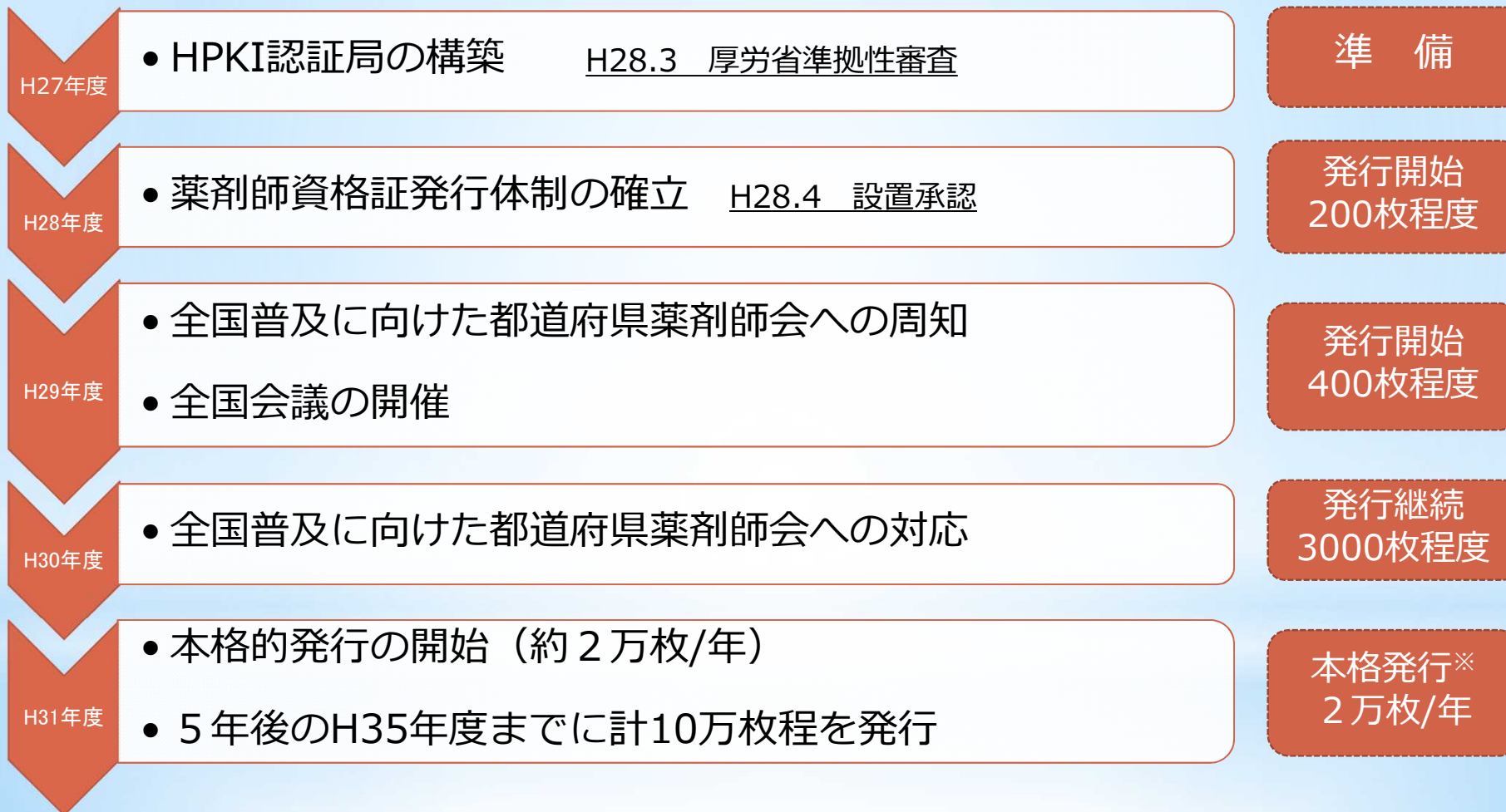
- 電子証明書を使ってできること
  - \* 地域医療情報連携基盤へのログイン
  - \* 電子処方箋に調剤済み印として押印する
  - \* 薬剤師として押印している書類を電子的に発行する場合
- 券面でできること（民間発行なので限界あり）
  - \* 薬剤師であることの確認
  - \* 身分の提示



- ・ 利用シーンが目前に迫っているわけではない。
- ・ ただ、電子処方箋の実証事業等では必須となる。

# 全体スケジュール

2016.3.12 総会資料一部改変



当初H30年度から本格的発行（約1.7万枚/年）し、6年後のH35年度までに計10万枚程を発行としていたが、厚労省CPの変更により、薬剤師資格証の有効期限を5年としたため、H31年度から約2万枚/年を発行し、予定通りH35年度までに計10万枚程の発行を行う予定。

37

# 「偽」薬剤師への発行防止

- 「薬剤師資格証」は、薬剤師を証明する身分証明書であることに加え、薬剤師の電子的な印鑑や通行証としても利用可能。
- 電子処方箋に調剤済み印を押す場合にも利用可能。
- 信頼性を担保し、「偽」薬剤師に発行しないために、申請受付には、対面での本人確認・資格確認作業が必須。
  - ✓ 薬剤師免許証の「すかし」や、裏書きの確認には対面が必須
  - ✓ 顔写真と本人の同等性を確保するためにも対面が必須

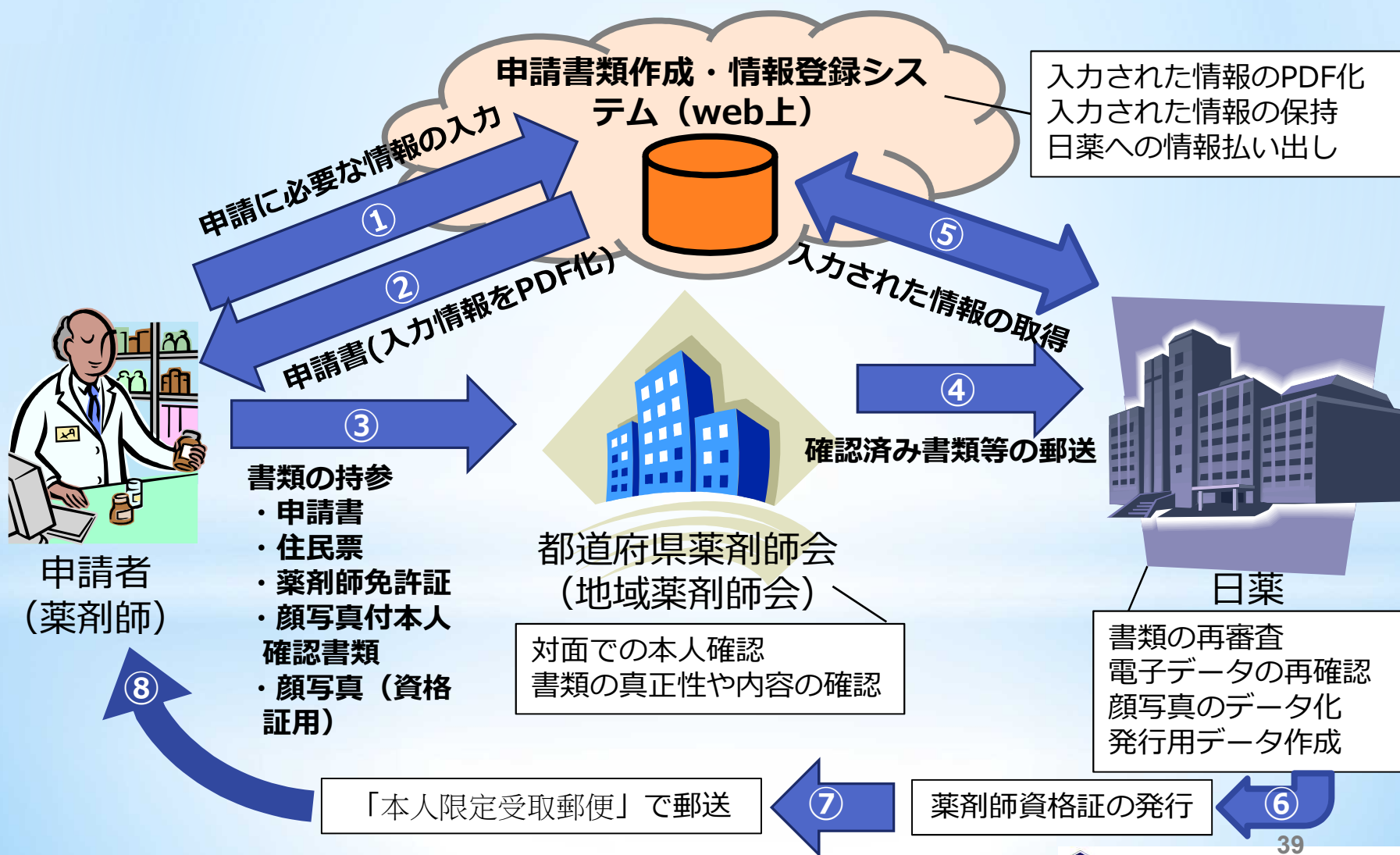
- その役は都道府県薬剤師会・  
地域薬剤師会しか担えない。

- ✓ 都道府県薬の業務を地区薬剤師会等に再委託できる仕組みを採用



# 発行フロー

～ 効率的な運用のために ～



# 電子処方箋

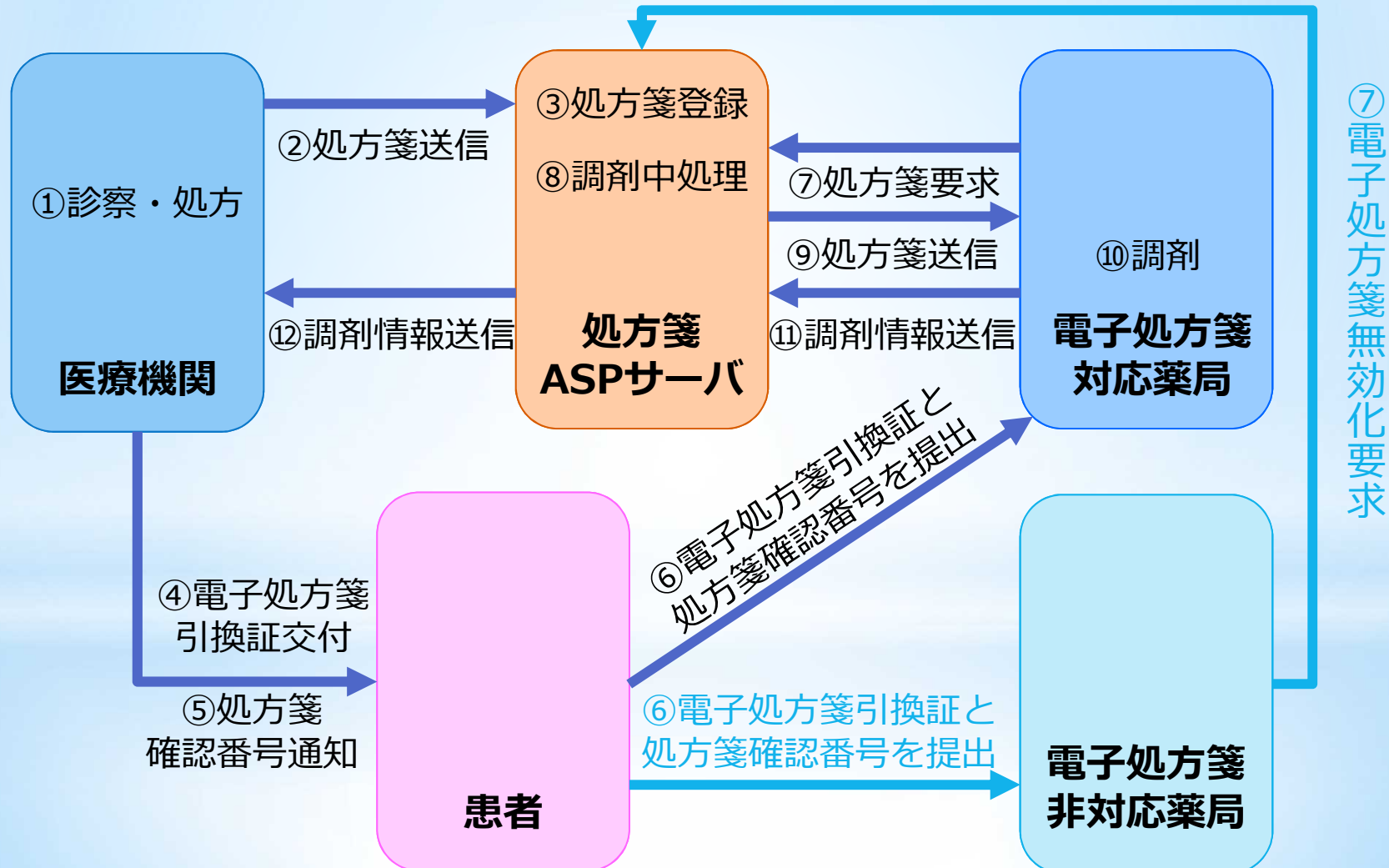


# 電子処方箋 (含む運用) はどんなものか

- 電子処方箋は、文字通り、紙の処方箋を電子化したもの。
- ただし、
  - 処方箋の内容が、**電子的な一定の形式に則って記述**されている。
  - **医師がHPKI署名**している（改ざんが出来ない）。→単にスキャナで画像にしたのではダメ。
- その電子処方箋が、1枚しか存在していないこと※を、運用等で担保している。  
→「処方箋ASPサーバ」という、電子処方箋を管理する仕組みが必須となった。

※電子ファイル（例：wordやexcelのデータファイル）は原本とコピーの区別はつかないので、運用等で確保せざるを得ない。

# 運用方法 (模式図)



# 非対応薬局の運用

**電子処方せん引換証**

※ これは処方せんではありません。なお、電子処方せん非対応薬局において、本引換証を処方せんに転換する場合は、電子処方せんの無効化の方法に基づき無効化を実施するとともに、上記の「電子」「引換証」を、二重線で未消し、薬剤師の印を押してください。本引換証は、処方せんの電磁的記録により交付することを承諾いただいた方に交付しています。

公費負担番号				保険者番号			
公費負担医療の受給者番号				保険証番号・保険証番号の記号・番号			
氏名	保険医療機関の所在地及び名称						
生年月日	年	月	日	性別	電話番号	保険医氏名	
区分	種別	種別		郵便番号	診療科目	診療科目	
交付年月日	平成	年	月	日	処方せんの発行期間	平成	年
備考	<p>※ 処方せんの無効化の方法は、以下の欄に記入してください。処方せんに記入する場合は、必ず「レ」又は「×」を記入し、「保険医署名」欄に署名又は記号・捺印すること。</p> <p>電子処方せんの無効化の方法は、以下の欄に記入してください。処方せんに記入する場合は、必ず「レ」又は「×」を記入し、「保険医署名」欄に署名又は記号・捺印すること。</p> <p>処方せん印(印刷) : ○○○○○○ ○○○○○ ○○○○○ ○○○○○</p>						
調剤年月日	平成	年	月	日	公費負担番号		
保険医療機関の所在地及び名称	公費負担医療の受給者番号						

備考 1. 「処方」欄には、薬名、用量、用法及び用法を記載すること。  
 2. この欄には、日本工業規格 JIS 用字表を準拠すること。  
 3. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用が請求される場合（療養の給付法第50条第2項）に基づき公費負担医療の「レ」又は「×」を記入し、「公費負担医療の受給者番号」欄に署名又は記号・捺印すること。  
 4. 本欄には「公費負担医療の受給者番号」欄に署名又は記号・捺印すること。

1.電子処方箋の無効化  
 ASPサーバの連絡先に**電話**で「処方箋ID(16桁の数字)」と「確認番号(4桁の文字列)」を通知し、電子処方箋を無効化する。

2.電子処方箋引換証を処方箋化する。

**電子処方せん引換証**

※ これは処方せんではありません。なお、電子処方せん非対応薬局において、本引換証を処方せんに転換する場合は、電子処方せんの無効化の方法に基づき無効化を実施するとともに、上記の「電子」「引換証」を、二重線で未消し、薬剤師の印を押してください。本引換証は、処方せんの電磁的記録により交付することを承諾いただいた方に交付しています。



~~電子~~ 処方せん ~~引換証~~

※ これは処方せんではありません。なお、電子処方せん非対応薬局において、本引換証を処方せんに転換する場合は、電子処方せんの無効化の方法に基づき無効化を実施するとともに、上記の「電子」「引換証」を、二重線で未消し、薬剤師の印を押してください。本引換証は、処方せんの電磁的記録により交付することを承諾いただいた方に交付しています。

# 挙げられている医療機関・薬局のメリット

- \*情報の有効活用が出来る。
- \*情報の共有化が推進される。
- \*薬局から医療機関への調剤結果の伝達が容易になる。
- \*医療機関での印刷コストの軽減される。
- \*薬局での入力等の労務が軽減される。
- \*調剤済み処方箋の保管スペースが軽減できる。

「電子処方せんの運用ガイドライン」（平成28年3月31日）

# 電子処方箋に取り組む条件

「電子処方せんの利用ガイドライン」（平成28年3月31日）  
では、電子処方箋への取り組みについて

- \* 単に処方箋の電子化を進めるのではなく、地域医療連携の取組と併せて普及させていくことで、医療機関と薬局との情報連携を一層進めていくものであること。
- \* 電子処方箋への医師・歯科医師・薬剤師の署名はHPKI電子署名とすること。
- \* 利用するネットワーク回線のセキュリティを担保すること。  
とされている。

例えば、ある特定の病院とその周りの薬局という形態の電子処方箋は認められていない。

# 薬局は積極的に取り組むべきか

- ◆ 情報再利用の面からは、一定のメリットはある。
- ◆ 一方、処方情報の電子化に比べ、電子処方箋の運用には、多くの手間とコストがかかる。
  - \* 二次医療圏等の医療機関・薬局が網羅的に参加した地域医療情報連携でないと、一つの地域で紙の処方箋と電子処方箋が混在し、患者のフリーアクセスの担保も難しい。
  - \* 隣接する医療圏は紙の処方箋であり、薬局は、相当長い期間、紙と電子処方箋の両方を受け続けることになる。
  - \* 紙の調剤済み処方箋の保管スペースは減るが、調剤済みの電子処方箋を、電子のまま保存するための機器や設備が必要となる。
  - \* 運用フローが大きく異なり、紙と電子処方箋の両方を扱い続けるのは薬局にとって、大きな負担である（特に、電子処方箋引換証を処方箋化する作業には、大きな手間がかかる）。

「H28.5.2 電子処方箋に関する本会の考え方」の一部改変

# 導入条件を地域で検討すべき

- ◆ 医療機関は、当該医療機関の決断で、紙の処方箋から電子処方箋に切り替えることが可能。
- ◆ 一方、薬局には処方箋の応需義務があり、紙か電子の一方を選ぶことが出来ない。
- ◆ また、単に電子処方箋だけを地域に導入しても、費用対効果を考えると、ほぼ意味がない。
- ◆ そのため、二次医療圏等、一定範囲の医療機関・薬局が網羅的に参加した地域医療情報連携が整備された後に電子処方箋の導入を検討すべきと考える。

「H28.5.2 電子処方箋に関する本会の考え方」の一部改変

# ご清聴ありがとうございました



公益社団法人 日本薬剤師会